

# 新潟支部バドミントン協会規約

令和3年3月28日改正

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会は新潟支部バドミントン協会と称する。

第2条 本会は事務局を新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は支部内のバドミントン団体の中枢機関となりバドミンントンの健全なる普及を図り併せて健康の保持増進に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1、競技の指導と普及
- 2、支部大会等の競技会の開催
- 3、新潟県バドミントン協会に加盟し連絡を密に図る
- 4、各地区体育協会と連絡を密に図り、地域スポーツの振興に寄与する
- 5、バドミントンに関する調査、研究、資料の蒐集、その他必要な印刷物の発行
- 6、ホームページを通じ、広く情報を共有し展開を図る
- 7、その他本会の目的を達成するに必要な事項

## 第3章 組織

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する支部内のバドミントン競技団体（個人も含む、以下同じ）を以って組織する。但しアマチュア競技団体に限る。

第6条 本会は新潟市、五泉市、東蒲原郡阿賀町のバドミントン競技団体に構成する。

## 第4章 加盟及び登録

第7条 加盟団体は加盟金を納入するものとする。加盟団体に属する者は登録料を納入するものとする。加盟金及び登録料は別に定める。

## 第5章 役員

第8条 本会の役員は本会の加盟、登録者の中から選任する。

第9条 本会は下記の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・理事長 1名
- ・監事 2名
- ・副会長 若干名
- ・副理事長 若干名
- ・理事 若干名

第10条 会長、副会長は総会において選任する。理事長、副理事長は理事の互選により会長が委嘱する。理事及び監事は総会の議を経て会長が委嘱する。

第11条 本会は必要に応じ総会の議を経て名誉会長、顧問及び参与を置くことが出来る。

第12条 役員任期は2年とし再選をさまたげない。補充役員任期は前任者の残任の期間とする。

## 第 6 章 機 関

第 13 条 本会の機関は総会、理事会、専門委員会とし、必要に応じ特別委員会を置くことが出来る。

第 14 条 総会は役員及び加盟団体各 1 名の代表者で構成し、1/2 以上の出席者（委任状を含む）で成立する。議決は出席者の過半数の賛同を必要として  
次の事項を審議する。

- 1、事業及び収支決算の報告並びに承認
- 2、予算の編成並びに事業計画の承認
- 3、規約の改廃
- 4、役員を選任
- 5、加盟分担金及び登録料の決定
- 6、その他の重要案件

第 15 条 理事会は正副会長、正副理事長及び理事で構成する。決議は出席者で行い  
総会より委任された事項の審議及びその執行を分掌する。

第 16 条 専門委員会は理事及び委員で構成し規定は別に定める。

第 17 条 特別委員会は理事長の要請により会を組織し、その運営、執行にあたる。

第 18 条 総会は毎年 1 回会長が招集し、また必要に応じ臨時総会を招集する。

第 19 条 総会、理事会、専門委員会の議長は出席者の互選による。

## 第 7 章 経 費 及 び 会 計

第 20 条 本会の経費は加盟団体の加盟金、登録料、寄付金、補助金その他の収入によりこれにあてる。

第 21 条 監事は会計の監査を行う。

第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 8 章 補 則

第 23 条 本規約の改廃にあたっては理事会の議を経て総会で審議し、出席者の過半数の賛同を必要とする。

## 附 則

1. 本規約施行に必要な細則は別に定める。
2. 本規約は令和 3 年 3 月 28 日より施行する。